

非常災害時における対応について

令和 7 年度八戸市立小中野中学校

1 「特別警報」が発表された場合

- ① 生徒を学校に待機させ、直接保護者に引き渡すことを原則とします。
- ② 翌日からの授業の実施等については、引き渡し時に保護者に連絡します。
- ③ 夜半（深夜 0 時以降）から早朝に発表された場合
 - ・ 当日は原則として「臨時休業」とします。
 - ・ 「翌日からの授業の実施等」については、配信メール、teturu、本校ホームページ（ブログ）でお知らせしますので、ご確認願います。

2 授業中など生徒の在校中に市内のいずれかで「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合

- ① 生徒を学校に待機させ、直接保護者に引き渡すことを原則とします。
- ② 翌日からの授業の実施等については、引き渡し時に保護者に連絡します。

3 生徒が帰宅してから翌日早朝までに「震度 5 弱以上」の地震が発生、または、朝 6 時の段階で全市あるいは学区内が停電している場合

- ① 当日は原則として「臨時休業」とします。 **ただし、被害状況によっては、市教育委員会の判断で臨時休業としないこともあります。その場合は「学校安全情報配信メール」で学校及び保護者に周知します。なお、メール配信は、地震発生から概ね 1 時間後を想定しています。**
- ② 「翌日からの授業の実施等」については、配信メール、teturu、本校ホームページ（ブログ）等でお知らせしますので、ご確認願います。

※八戸市教育委員会の非常災害時（地震）における対応の確認についてでは『関連して、夜半、早朝に「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合、通学路の安全、校舎内外の安全を考慮して、当日は原則として「臨時休業」とする。**ただし、被害状況によっては、市教育委員会の判断で臨時休業としないこともある。その場合は「学校安全情報配信メール」で学校及び保護者に周知する。**』と変更になっております。

4 各種の警報が発令されている場合

- ① 当日は原則として、「臨時休業」にはしません。
- ② 登校できる状況にない場合は、保護者の判断により登校を控えさせてもかまいません。この場合、欠席や遅刻として扱いませんが、登校させない旨、学校に連絡（電話等）をお願いいたします。
- ③ 学校が休業日で部活動等を中止する場合、担当教員がご家庭へ電話連絡をします。

5 震度に関わらず、警報及び大津波警報が発令されている場合

- ① 当日は原則として「臨時休業」とします。
- ② 「翌日からの授業の実施等」については、配信メール、teturu、本校ホームページ（ブログ）でお知らせしますので、ご確認願います。

6 生徒の在校中に、震度に関わらず津波警報及び大津波警報が発令された場合

- ① 避難等の対応（垂直・水平避難）を優先します。
- ② 大津波警報の場合は、原則として八戸東高校に水平避難を実施します。その際は大津波警報が解除されるまで生徒を東学校に待機させ、解除後に東高校にて直接保護者に引き渡すことを原則とします。
- ③ 事情により垂直避難を行った場合、警報及び大津波警報が解除されるまで生徒を学校に待機させ、解除後に直接保護者に引き渡すことを原則とします。

※学校安全情報配信システム及び teturu に登録されている方には、随時学校から情報を配信させていただきますので、できるだけ登録されますよう、ご協力お願い申し上げます。